

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 滋賀県
農業委員会名： 東近江市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	3,651	農業就業者数	4,095	認定農業者	432
自給的農家数	696	女性	2,052	基本構想水準到達者	94
販売農家数	2,955	40代以下	264	認定新規就農者	15
主業農家数	254	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	140
準主業農家数	569			集落営農経営	13
副業的農家数	2,132			特定農業団体	0
				集落営農組織	13

※ 農林業センサスに基づいて記入。
※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	8,130	285	285	0	0	8,420
経営耕地面積	7,745	213	156	57	0	7,958
遊休農地面積	2	5	5			7
農地台帳面積	8,167	518	466	52	0	8,685

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 23 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	22	21
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	22	22	220

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		8,420ha	6,432ha
課 題	<p>離農や規模縮小、相続等により農地の貸借において、基盤整備等の整形農地については、比較的利用集積に結びつくが、既成農地や小規模、不形成、畑地については、担い手への利用集積が難しい。</p> <p>認定農業者や集落営農組織等担い手が不足している地域等農地利用集積に地域格差が見られる。担い手の育成確保対策と連携して利用集積を促進する必要がある。</p> <p>このことから、農地中間管理機構による農地集積等事業に積極的に関与し、「人・農地プラン」の策定等による地域における意欲ある担い手への農業経営の規模拡大、利用する農地の集団化、農業参入の促進その他の農地利用の効率化及び高度化の促進を図る。</p>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	<p>集積面積 6,458ha (うち新規集積面積 26ha)</p> <p>目標設定の考え方:「人・農地プラン」事業を通じて、地域における担い手の確保と併せ農地の利用集積を加速していく必要があり、昨年度と同等の集積を目標とする。</p>
活動計画	<p>○市や農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構と連携し、また、「人・農地プラン」事業を通じて、地域における担い手の確保と併せ農地の利用集積を加速する。</p> <p>○貸借やあっせん相談時に利用集積制度の説明や農業委員会のあっせん活動を通じて利用集積を図る。(随時)</p> <p>○農地台帳の整備に関する調査において、利用集積制度の啓発周知を図り、利用集積を促進する。(8月)</p>

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	5経営体	2経営体	1経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	1.2ha	1.0ha	0.3ha
課 題	新規に農業経営を開始する場合、営農技術の習得をはじめ農地や資金の確保が課題となる。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	3経営体	参入目標面積	2.7ha
活動計画	<p>○新規就農希望者にワンストップ窓口で対応する。(随時)</p> <p>○認定農業者の交流を通じて情報交換を行い、農業者のスキルアップと地域農業の活性化を目指すため、新規就農者等への初期投資の支援と若者の雇用促進を図る。(随時)</p>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	8,689ha	7.3ha	0.08%
課 題	<p>担い手がないことや農業収入が減少することにより、農業への魅力を見出せず離農、規模縮小される農家が増加傾向にある。また、山間地においては、担い手の不足・既成農地・獣害・高齢化・不在地主等耕作環境の悪化が深刻化しており、生産振興や地域振興等総合的な取り組みが必要である。</p> <p>また、農業施策の見直しとして、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、「農地中間管理機構」が創設された。この農地中間管理機構による農地集積等事業に積極的に関与するとともに、遊休農地や耕作者不在農地等の所有者への農地利用意向調査等実施し、有効な対策となるよう推進していく必要がある。</p>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5ha		
	目標設定の考え方: 解消に向けて実践活動を強化する。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	280人	6月～8月	9月～11月
	農地の利用状況調査	<p>事前地域調査・・・7月 市内各地域の農業組合において、地域内を巡回し、農地の利用状況について調査を実施する。調査により、遊休化や解消等している農地については、調査票や地図に記録をする。</p> <p>全体調査・・・8月 事前地域調査の結果を中心に農業委員及び市水田農業活性化協議会が連携し、調査区及び調査班を編成して、全体調査を実施する。また、調査により遊休化や解消等している農地については、その状況を詳細に確認し、調査票を作成するとともに、写真を撮り、地図に記録する。</p>	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	10月～11月	11月～12月	
その他	解消地域担当チームを編成し、遊休農地解消指導・実践活動を実施。 12月～3月 翌年度4月～6月		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	8,420ha	0.16ha
課 題	以前より常態化している事案が多く、違反転用の解消には、発生防止や早期発見に努めるとともに、早期に是正指導を行う必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	○違反転用の是正指導 違反転用者に対し、是正計画の提出及びその履行を指導する。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 8月を農地パトロール月間と設定し、農地利用状況調査(6月～8月)や農業委員の日常活動で行う担当地区農地パトロール並びに毎月の転用現地確認時の農地パトロールを実施し、違反転用の早期発見、発生防止啓発を行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入